

# 児童手当の制度が変わります

児童手当関係法令の改正により、制度の一部が変更となります。児童手当受給者には5月上旬頃に別途案内を送付いたします。内容を必ず確認してください。

## 改正内容

- ① 現況届の原則廃止  
現況届の提出が不要となります。  
※一部の受給者は、引き続き提出が必要です。
- ② 所得上限限度額の新設  
一定所得以上の受給者への手当の支給がなくなります。
- ③ 各種変更届の追加  
受給者の加入している公的年金が変わったときや配偶者の住所等が変わったときなどに、新たに変更届の提出が必要となります。

## 変更日

- ① 令和4年6月1日から
  - ② 令和4年6月分の手当（令和4年10月支給分）から
  - ③ 令和4年6月1日提出の変更届から
- ※詳しくは、町ホームページをご覧ください。  
町民税務課までお問合せください。

## 問合せ 町民税務課

☎ 0778-47-8015

# 軽自動車税のお知らせ

## 軽自動車税納期限 5月31日(火)

5月上旬に送付する納税通知書により納期限までに納めてください。

なお、軽自動車税は普通自動車税と異なり月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車・譲渡した場合でも、その年度分の税金は納めていただくこととなります。

4月1日までに廃車・譲渡した軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車の手続き又は名義変更が行われていないことが原因です。手続きが済んでいるかを確認してください。

## 軽自動車税の減免について

身体に障害のある方の名前で登録している軽自動車等で、本人運転又はその方と生計を共にする親族又は常時介護する人が運転し、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができますので申請してください。

なお、減免を受けることができるのは、普通自動車を含めて一人につき1台に限られます。

新規で減免申請を行う方は本庁・各事務所にある軽自動車税減免申請書（新規用）に必要事項を記入の上、提出して下さい。

昨年に引き続き減免申請を継続される方も納税通知書に同封されている軽自動車税減免申請書（継続）の提出が必要になりますのでご注意ください。

## 提出書類

### 新規申請

- 軽自動車税減免申請書（新規用）
- 車検証のコピー
- 免許証のコピー
- 障害者手帳のコピー
- 軽自動車税納税通知書

### 継続申請

- 軽自動車税減免申請書（継続）
- 軽自動車税納税通知書
- 障害者手帳のコピー

※申請する軽自動車の変更または免許の更新等した場合には、継続申請の場合も車検証のコピーまたは免許証のコピーが必要になります。

## 提出先

町民税務課、各事務所

※減免申請は毎年必要です

※期限後は受付できません

## 問合せ

町民税務課  
TEL 0778-47-8014

